

## 長与町農業委員の候補者評価基準

長与町長の求めに応じ、実施する農業委員の推薦及び募集に関する候補者の評価の基準は次のとおりとする。

なお、評価委員会の公平かつ公正な評価を維持するため、評価委員会及び評価事務に携わる職員は、委員会で交わされた意見等を他に漏らしてはならない。

### 1. 制度的に決められている基準（法第8条第5項から同条第7項）

- (1) 認定農業者及び認定農業者に準ずる者は定数の過半数を占めているか。
- (2) 農業委員会所掌事項に関し、利害関係を有しない者が1名以上含まれているか。
- (3) 男女間及び年齢間のバランスは考慮されているか。

### 2. 円滑な業務推進のために配慮すべき基準

#### (1) 農業委員会所掌事務に関し、利害関係を有する者の基準

- ① 候補者の地域的なバランスは取られているか。
- ② 営農形態が偏った候補者になっていないか。

〔主たる営農形態〕

- ア 果樹1（みかん）
- イ 果樹2（みかん+ハウスみかん）
- ウ 果樹3（みかん+ぶどう）
- エ 果樹4（みかん+ハウスびわ）
- オ 果樹5（ぶどう）
- カ 果樹 + 施設野菜
- キ 果樹 + 水稻
- ク 施設野菜 + 水稻

- ③ 農業委員の経験がある人とない人のバランスは考慮されているか。

#### (2) 農業委員会所掌事務に関し、利害関係を有しない者の基準

- ① 職を有する者を優先する。
- ② 法的解釈により精通した人を優先する。
- ③ 年齢が若い人を優先する。

### 3. 個人要件に係る基準

評価してもなお候補者の選定に至らない場合の個人的要件の基準

#### (1) 優先すべき基準

- ① 応募理由に特に優先すべき理由がある場合は優先する。
- ② 農業者で組織される農業関係団体の役員を優先する。
- ③ 経営規模又は耕作面積が大きい者を優先する。

#### (2) 農業委員となることができない者（法第8条第4項）

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者。

#### (3) 農業委員候補として相応しくない者の基準

- ① 暴力団員等の反社会的勢力の者。

なお、「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、えせ右翼（政治活動標榜ゴロ、えせ同和行為者、社会運動標榜ゴロ）総会屋をいう。

- ② 評価委員の過半数が不相当と認める者。